大垣市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、市長等から平成27年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年6月27日

大垣市監査委員 田 邊 雅 範 大垣市監査委員 中 田 ゆみこ

措置状況報告書

(地方自治法第 199 条第 12 項に基づくもの)

【生活環境部】

THE STORY		
所 管 課	指摘事項	措置状況
環境衛生課	○ 収入事務について	墓地管理料について、平成28年3
	大垣市会計規則第17条では、法令、	月初めに調定調書を作成しました。
	条例、契約等により歳入を収納しよ	
	うとするとき、又はその他の歳入が	
	決定し、収納を要するものがあると	
	きは、調定調書により調定しなけれ	
	ばならないと規定されている。	
	しかしながら、墓地管理料の現年	
	度分の収入について、大垣市墓地条	
	例施行規則第6条により、毎年9月	
	1日現在に使用者である者が10月末	
	日までに納付するものとすると規定	
	されているが、平成28年2月現在、	
	調定がされていない。	
	速やかに調定するとともに、今後	
	は、大垣市会計規則を順守し、適正	
	な収入事務の執行に努められたい。	

【経済部】

所 管 課	指 摘 事 項	措置状況
公営競技	○ 資金前渡の精算について	平成 28 年 3 月 15 日までに第 8 回
事務所	競輪の開催期間終了後に支払う払	までの対象事案について精算処理
	戻金は、資金前渡により支出を行っ	を実施しました。
	ている。大垣市会計規則第42条によ	
	り、資金の前渡を受けた者はその資	
	金の支払が終了したときは、速やか	
	に精算書により精算しなければなら	
	ないとされている。	
	しかしながら、払戻権の時効消滅	
	による支払終了 (開催期間終了後 60	
	日)後、未精算のまま半年近く経過	
	したものも見受けられた。	
	資金前渡により支出を行う場合に	
	は、支払終了後速やかに精算手続を	
	行うよう事務処理の改善に努めら	
	れたい。	

【都市計画部】

所 管 課	指 摘 事 項	措置状況
都市計画課	○ 補助金交付事務について	補助金交付要綱を改正し、景観形
	補助金交付基準(平成20年9月16	成市民団体が良好な景観の形成に
	日施行)では、運営費への補助につ	寄与することを目的として行う事
	いて、「その運営基盤が弱く金銭的	業に対する補助であることを明確
	な援助が必要な場合とし」と規定さ	にする予定です。
	れている。	
	しかしながら、補助額に対して前	
	年度の繰越額が多い団体への補助	
	が交付決定されていた。当該補助金	
	は、大垣市景観条例第 36 条第 1 項	
	により認定されている景観形成市	
	民団体に、良好な景観の形成の推進	
	に対する援助として交付するもの	
	である。補助の目的により交付対象	
	を明確にし、基準にのっとった運用	
	に努められたい。	

【教育委員会事務局】

T WHERE TO THE TENTH I		
所 管 課	指摘事項	措置状況
文化振興課	○ 補助金交付事務について	大垣市文化芸術振興事業補助金
	大垣市文化芸術振興事業補助金交	交付要綱の改正を行い、指摘を受け
	付要綱第2条では補助金の交付対象	た大垣市室内管弦楽団が主催する
	となる経費が規定されており、一部	演奏会に対する補助金について、報
	要綱で定められていない経費が交	償費は補助の目的を達成するため
	付されていた。	に必要な経費と判断し、要綱改正
	しかしながら、大垣市補助金交付	(平成 28 年 4 月 1 日施行) により
	基準においては補助対象として差	対象経費として規定した。
	し支えのない経費であった。補助の	
	目的を達成するために必要な経費	
	であるならば、今後は実際の事業内	
	容に即した要綱となるよう、事前に	
	見直しされたい。	
<u> </u>		

措置状況報告書

(地方自治法第 199 条第 12 項に基づくもの)

【 生活環境部 】

所 管 課	指 摘 事 項	措置状況
環境衛生課	○ 収入事務について	墓地管理料について、平成28年3
	大垣市会計規則第17条では、法令、	月初めに調定調書を作成しました。
	条例、契約等により歳入を収納しよ	
	うとするとき、又はその他の歳入が	
	決定し、収納を要するものがあると	
	きは、調定調書により調定しなけれ	
	ばならないと規定されている。	
	しかしながら、墓地管理料の現年	
	度分の収入について、大垣市墓地条	
	例施行規則第6条により、毎年9月	
	1日現在に使用者である者が10月末	
	日までに納付するものとすると規定	
	されているが、平成28年2月現在、	
	調定がされていない。	
	速やかに調定するとともに、今後	
	は、大垣市会計規則を順守し、適正	
	な収入事務の執行に努められたい。	

【経済部】

所 管 課	指摘事項	措置状況
公営競技	○ 資金前渡の精算について	平成 28 年 3 月 15 日までに第 8 回
事務所	競輪の開催期間終了後に支払う払	までの対象事案について精算処理
	戻金は、資金前渡により支出を行っ	を実施しました。
	ている。大垣市会計規則第 42 条によ	
	り、資金の前渡を受けた者はその資	
	金の支払が終了したときは、速やか	
	に精算書により精算しなければなら	
	ないとされている。	
	しかしながら、払戻権の時効消滅	
	による支払終了 (開催期間終了後 60	
	日)後、未精算のまま半年近く経過	
	したものも見受けられた。	
	資金前渡により支出を行う場合に	
	は、支払終了後速やかに精算手続を	
	行うよう事務処理の改善に努めら	
	れたい。	

【都市計画部】

所 管 課	指 摘 事 項	措置状況
都市計画課	○ 補助金交付事務について	補助金交付要綱を改正し、景観形
	補助金交付基準(平成20年9月16	成市民団体が良好な景観の形成に
	日施行)では、運営費への補助につ	寄与することを目的として行う事
	いて、「その運営基盤が弱く金銭的	業に対する補助であることを明確
	な援助が必要な場合とし」と規定さ	にする予定です。
	れている。	
	しかしながら、補助額に対して前	
	年度の繰越額が多い団体への補助	
	が交付決定されていた。当該補助金	
	は、大垣市景観条例第 36 条第 1 項	
	により認定されている景観形成市	
	民団体に、良好な景観の形成の推進	
	に対する援助として交付するもの	
	である。補助の目的により交付対象	
	を明確にし、基準にのっとった運用	
	に努められたい。	

【教育委員会事務局】

T WHATTAME I		
所 管 課	指摘事項	措置状況
文化振興課	○ 補助金交付事務について	大垣市文化芸術振興事業補助金
	大垣市文化芸術振興事業補助金交	交付要綱の改正を行い、指摘を受け
	付要綱第2条では補助金の交付対象	た大垣市室内管弦楽団が主催する
	となる経費が規定されており、一部	演奏会に対する補助金について、報
	要綱で定められていない経費が交	償費は補助の目的を達成するため
	付されていた。	に必要な経費と判断し、要綱改正
	しかしながら、大垣市補助金交付	(平成 28 年 4 月 1 日施行) により
	基準においては補助対象として差	対象経費として規定した。
	し支えのない経費であった。補助の	
	目的を達成するために必要な経費	
	であるならば、今後は実際の事業内	
	容に即した要綱となるよう、事前に	
	見直しされたい。	